

研究ノート

天皇制研究の視点

外 池 昇

天皇の名によってはじめられた太平洋戦争についての責任を、天皇が全く負わなかったことは、同時代に生きた日本人には大きなショックだったに違いない。東京裁判のキーナン検事は、天皇と実業界の人物には戦争責任はないと、むしろ積極的に言明を行なっている（1947年10月11日朝日新聞）。それは何故なのか。本当に天皇には責任はなかったのか、それとも日本の社会というものは、天皇に責任を負わせては都合の悪いような構造なのだろうか。このような疑問が、歴史学のみならず、社会学、政治学、心理学等の分野に広く起っていることも反映して現在、天皇制に関する著作・雑誌・論文等は非常に多い。このことは、多少でも天皇制の研究に関心があれば必ず実感することである。直接天皇制をテーマにしていなくても、いわゆる日本人論の中で天皇制について触れている場合もあるし、日本近代史、日本思想史に関する著作、論文であれば、間接的な形であっても、天皇制について触れていないものはむしろ少い、といってよいのではないか。このように現在、天皇制は、多くの人に関心を持たれている。

しかし、多くの、そして多方面からの天皇制についての議論が必ずしも一定の論理的な共通の認識の基礎の上になされていないというのもまた事実である。議論を成立させるための基本の条件となる共通の認識を全く無視し、また「天皇制」なる言葉からくるイメージのみを頼りに論を展開させるような場合、それらの議論が、何ら建設的な発展性を持ち得ないのは、当然である。無論「天皇制」なる語が、どういう意味をもってきたのか、どのような存在として認められてきたのかを見定めることは、それ自体大きな問題であり、そのことは、今後、天皇制についての研究を志すものが、研究を進めてゆく上で、一つの手がかりとなるべきものである。以下、まず天皇制という語のになった意味の変遷をたどってから論をすすめてゆく。

そもそも「天皇制」という語は、戦前はもっぱら共産党関係者のみによって用いられ、それは打倒されるべき革命の対象としての「国体」を指していたことは明らかである。つまり、結果的には、社会一般で「国体」といっていた概念を否定的に「天皇制」は表現していたのである。¹⁾ このことは、とかく忘れられがちであるので注意を促しておく。

そして同時に注目すべきは、この「天皇制」という言葉が、共産党の手による造語であったにも拘わらず、²⁾ 当時、その共産党の手によってすらその概念規定が明確にはなされなかったという事である。そして、その「天皇制」は、何故打倒されなければならないのか、ということについても、少くともヒラ党员、大衆には説明がなされなかったのである。

そして、27年テーゼ（日本問題に関する決議）で用いられていた「君主制の廃止」は、5年後の32年テーゼ（日本に於ける情勢と日本共産党の任務に関するテーゼ）³⁾では、「天皇制の転覆」となり、ここではすでに「天皇制」という言葉が共産党関係者の中では定着しているようである。このような、綱領の中での「君主制」から「天皇制」への変化は、天皇制（近代日本の国家体制）と天皇（皇室）との概念の混同をひきおこす大きな要因となり、その後あらわれる、天皇制についての議論に大きな影響を及ぼすことになる。このことは、後に述べる「天皇制概念の過去遡及」の考え方とも深い関連をもつ。

「天皇制」という語が共産党関係者のみならず広く一般に用いられるようになったのは、1945年の15年戦争の敗戦後、極東軍事裁判における天皇の戦争責任問題と、日本国憲法施行による、いわゆる象徴天皇制の成立とからんで、天皇制とは、日本（人）にとって果たして何だったのだろうか、という疑問がごく当然のこととしてでてきたことによる。ここで気をつけねばならぬのは、悲惨な戦争に対する反省を原点として天皇制をとらえる見方とは別に、天皇制を日本史上一貫して存在し続けている、一つの政治・社会的制度とみなす、つまり、「天皇制」の概念を近世以前にも遡及させようという立場は、すでに戦前から存在していたのである。

この立場は、さきにも述べた、天皇制と天皇の混同からはじまる。その典型は、昭和初年の左翼転向者の言辞にみることができる（水野成夫・佐野学・鍋山貞親など）。彼等の主張は、それまでの自分達の信じてきた天皇制・君主制打倒理論

を含む種々のテーゼは誤りであったとし、それまで彼等の行なってきた天皇制・君主制打倒の為の活動が大衆に受け入れられなかつた原因を、日本人の民族性に求め、その精神的核を、古代以来連綿たる天皇の存在に認めるというものであつた。このような、天皇制（近代日本の政治体制）と天皇（皇室）との混同を、可能ならしめた論理の飛躍の原因は何處に求められるのだろうか。彼等の論理的欠陥をあげつらうのではなく、そこに起きてくる矛盾は何故産まれてくるのかを考える必要があろう。これは大きな問題である。そして、天皇制概念を近世以前に適用することの是非もまた問題である。

「天皇制」という語の成立当初の意味の示すところでは、それが近代にその時代的区分を限られるものであることは、さきに述べた通りであるが、今述べた古代以来の天皇の存在は、その政治的・社会的立場は、時代により著しく異なるものであるにせよ、血統の古さを価値として認める情況が支配的であった日本では、このような天皇家の血筋の良さは、国家の中での天皇の存在を有価値的なものにする重要な要素である。

しかしながら、この二つの異なる立場を、一方を天皇制否定論、もう一方を天皇制擁護論として区分してしませられる程情況は単純でない。⁴⁾ まず、ここでなすべき事は、「天皇制」を近代に限定して考えるべきなのか、或いは広く日本史上一貫して存在したものとして考えるべきなのか、という議論の問題の所在を明確ならしめることと、このような「天皇制」についての議論の混沌とした情況の中で、派生してきた事態は何か、ということについて考察を加えることである。

以上、天皇制についての政治的・社会的条件の推移について概観したように、天皇制が現在多くの人々の関心を集めている理由は、近代日本の政治的跛行的要素に対する深い反省に基くものである。多くの天皇制に関する著作・論文が、何らかの形で近代天皇制の犯した誤ちについて触れているのが、その何よりのあらわれといえよう。近代における数多くの戦争で、「大日本帝国」に忠実であった者はそれだけ、敗戦後にショックも大きかったであろうし、戦前の厳しい言論弾圧の中で悶々とした日々を送っていた思想家達は、新たな言論の自由に快哉を叫んだことであろう。このようなエネルギーが現在の天皇制に対する様々な層の関心に大きく関与しているのは、今更くだくだしく述べる必要もないところである。

もう一つの天皇制を関心の対象とする思考様式は、戦後、主としてアメリカ、西ヨーロッパとの全面的な文化接触が行なわれ、日本文化を歐米の文化と比較検討する試みが盛んになされたのに伴い、その中で他民族と比較しての日本・日本人の特徴を考察する一つの手立てとして、天皇制・天皇の存在を考えるというものである。

以上掲げた二つの流れを前者の近代史の中での天皇制観、後者を文化論の立場でみた天皇制観と便宜上分類するにしても、前者は後者の、後者は前者の要素を多分に含んでいるのが普通である。仮に前者の要素だけで天皇制を解釈しようすれば、とどのつまりは共産党の国家観という範囲内の問題であるし、後者の要素だけで試みようすれば、ひどく直感的な文化論に陥らざるを得ない。ここでみようとするのは、この二つの要素が、それぞれの「天皇制論」の中でいかなる接点をみい出しているか、ということである。

以下引用の真下氏と会田氏の論は、天皇制について詳細な論証をしようとしている訳ではないので、本格的な天皇制論とは自ら性格を異にするものであるが、非常に典型的な天皇制観があらわれているので、ここで取り上げることにした。

まず、「天皇性」なる概念を造出した、真下信一氏の発言について考えてみたい。⁽⁵⁾ 氏は、天皇制を、制度としての“外なる天皇制”と、思想・精神の次元での“内なる天皇制”とに分けた後、

日本人にとって、天皇制は制度というよりむしろ天皇“性”と書いたほうがいいぐらいで、“内なる天皇性”みたいなもの、精神の質みたいなものだね。少くとも明治の中ごろ以後の日本人にとっては共通の宗教といえる。

とし、さらにイザヤ=ベンダカンの『日本人とユダヤ人』の中の「日本教」について述べ、「何といっても、天皇教は思想化している」と、日本人の深層心理にある「天皇性」についての考察を巡らせている。

氏の議論が単なる思いつきによって構成されているというのは正しくない。天皇制を、制度面と、思想・精神面に便宜上分類することは、他の方面の天皇制研究者も多く行なっているところである。しかし、その“内なる天皇制”を、天皇の存在理由を構成しつづけてきた、国民の深層心理と理解し、“外なる天皇制”を支えてきたものとみるのは、やはり速断というべきもので、「天皇性」というだけでは、その両者を結ぶものとはなり得まい。問題は、その「性」の成立する原

因にあるのである。

また、会田雄次氏は、「日本ロマンティシズムの復興」⁶⁾の中で、天皇現人神思想を否定しながらも、「広義の文化統一体としての共同感覚」体である日本というもののへの献身を根底においてナショナリズムを提唱している。しかしながら、この会田氏のいうナショナリズムと、天皇現人神思想とは全く同じ社会的背景を条件としなければ成立しないことは自明の理であり、このような論を敢えて行うのは不可解である。

このような、いわば感情的天皇制論のあふれる中で、和歌森太郎の『天皇制の歴史心理』⁷⁾は、一きわその実証的なかつ大局的視点を忘れないバランスの良さで光彩を放っている。この中で和歌森は、天皇の持つ貴種性、歴史的記念的な存在が、天皇をとり巻く社会的・政治的状況の変化如何に拘わらず、その存続を可能ならしめた、という。この場合、論は主として天皇の日本史上一貫した存続の問題に絞られ、天皇制という歴史・社会的概念を詳かにしたとは言い難いが、近代天皇制に於ける天皇を、一つの権力階級と見る見方に対して和歌森は、「だからといって直ちに、天皇は日本民族的存在ではなかったともいえないのではないか。天皇の存り方には、階級関係を超えた日本人の社会に貫く普遍的な人間関係の特性がかかわっているのではないか。」⁸⁾とし、日本に於ける数ある相対的権威の中でのトップとしての天皇が、実際的な政治的権力の保障の役割をもつという論理を展開した。真下氏のいう「天皇性」の実体の解明の一つがここにある。

日本史上一貫した存在としての天皇制、いってみれば「全天皇制」⁹⁾を考える上で、この視点は誠に貴重であるが、肝腎の天皇と天皇制の歴史的相互関係が最後まで明確にされなかつたという点で、私は、この貴重な視点による成果を、今一度確実なものにし直す必要があると考える。

そして、この様に、天皇制を単に権力の保障役としての超権力的存在としての天皇の存在を可能ならしめた、政治的・社会的制度としてだけ見るのも無論片手落ちなのである。

丸山真男氏が『日本の思想』¹⁰⁾の中で、

ともかく戦前までの日本の天皇制は日常的にはあらわな権力支配として現われず、一種の社会的雰囲気として月に見えない強制力をもっていたところに特徴があるので個人がなまなましく国家の権力性を肌に感じたのは、軍隊・警察

・刑務所のような本来の暴力機構のなかにおかれたときであった。¹¹⁾
と述べているのは、支配・被支配関係の画期的変換点の示唆に他ならない。このように、少くとも天皇制の重圧が国民に及ぼされたのは、近代国家としての日本が成立してより後であり、以後国民は、そのような直接面接的人間関係による暴力機構によって、非直接面接的な支配関係、つまり天皇に対する服従・忠誠を強いられたのである。

また、家永三郎氏は『太平洋戦争』¹²⁾で、戦争の責任主体ということを考えたが、その主体として考えられたのは、それが天皇個人という形はとっていても、あくまでそれは否定さるべき「天皇制」の中での天皇の地位であったのである。即ち、この場合は、天皇制についての考察は、天皇制と天皇との有機的関連についての考察に優先しており、従って天皇についての考察はほとんどなされないまま終っている。

立花隆氏は、『日本共産党の研究』¹³⁾の中で、いわゆる転向問題に触れ、党員が転向後極端な天皇崇拜主義者になり易いことについて、彼等は「転向前も転向後も、天皇制の正しい把え方ができ」なかつたとする。そして、（政治制度）天皇制に挑戦して歯が立たなかつた原因は、（民族意識内）天皇制の大きな壁に突き当つた」ためであるとし、天皇制を、政治制度的それと、民族意識的それに分類する試みをした。氏のいう（民族意識内）天皇制は、さきに取り上げた真下氏の「天皇性」を、主として戦前の共産党の諸活動を歴史的に考察しながら、説明したもので、コミニテルンから与えられた種々のテーゼに含まれる君主制、天皇制打倒綱領が日本でどのような受容のされ方をするかについての実証的な論証をともなつた明快な論理には大いに敬服するものの、天皇制に対する立花氏の結論が明示されていないのは大いに残念である。

神島二郎氏は、その著『近代日本の精神構造』¹⁴⁾で、天皇制と近代日本に於ける政治支配体制であるとし、その支配原理を詳細に論証した。天皇制を明治以降の近代日本の問題として捉えた理論は明快であり、天皇制の成立を支えた一つの要因を、封建社会の対面支配原理から近代社会の非対面支配原理への移行という側面から捉えなおす論理は、近代以降何故天皇が存続し得たかを考える上で貴重な示唆である。¹⁵⁾

そのような価値転換の中で、いかに天皇がその価値観の中で絶対的地位を占め

るに至ったかが、このような、天皇制を専ら近代社会の政治的社會的な範囲で考える場合の問題点であろう。なぜなら、そこにこそ近代日本に於ける天皇制と天皇の関連の把握の有機的な存在様態があるからである。

単に、天皇を近代天皇制の中の一つの歯車と考えたり、天皇制を、天皇が政治的生命を保っている政治組織の謂と規定するように、単に一方をもって他方を規定するような方法では、相互関連の把握の有機性は望めない。この二つの天皇制と天皇についての規定のすき間を埋めようとしてでてくる矛盾にこそ、現今の天皇制についての議論の中で捉えきれていない、しかも重要な部分が隠されているのである。

ここで見逃してならないのは、亀井勝一郎の論文「擬似宗教国家」¹⁶⁾である。亀井は、天皇と国民のつながり、つまり、天皇制成立の精神的基盤を、①歴史的な意味での天皇の持つ人間性への親近感、②庶民のあいだに根づよくひろがってきた講の存在、③儀式祭典位階勲章等による「國家裝飾化」のもつ組織力、④日本の画一性の原型ともいべきものが天皇制において確立したこと、⑤架空の権威への跋撃、独自の事大主義、の五つにあるとし、特に五番目の事大主義については、例えば、さまざまな集会等に「名」だけを貸したり借りたりするような無責任の型について、それを「民間天皇制」とし、このような無責任の小体系が庶民の間に根強くあることが、天皇制を存続せしめた大きな理由であるとした（真下氏の「天皇性」、立花氏の「（民族意識内）天皇制」についての一つの説明を加えたものとして、この「民間天皇制」を考えることもできる）。これらの「基盤」は、まさに天皇制と天皇の関連性を、国民の、それに対する支持、不支持のありようから規定しようとしてできたものであって、充分な実証的な議論を伴っていないにもかかわらず、後に続く研究者に与える示唆は大きい。

今後の天皇制研究の課題として、前述のような、天皇制と天皇の狭間を埋める努力をまずしなくてはならない。確かに「天皇制」概念を邀及させる上で、その当初の概念規定（「天皇制」を近代日本の支配型態とみること）を忘れてしまうのは、大きな落し穴であるが、近代日本の君主制（天皇制）の機軸となつた天皇については、まさにその起源は古代にさかのぼる。そして、近代天皇制を考えるにあたつての天皇の存在意味を考える場合に、天皇の歴史的起源を古代にさかの

ばって考えることはどういう意味を持つのか、また天皇制の封建遺制（共産党のテーゼは、天皇制を、封建時代の支配者、つまり、幕府の残滓とみていた）としての側面と、古代遺制（天皇制の中で、古代以来の連綿とした天皇の存在に注目する場合）としての側面が、どこで重なり、どこで重ならないのか、についても、充分理論的考察をしなくてはならない。その場合、まず考えなくてはならぬのは、近代と時間を感じる江戸時代における支配・被支配関係と、近代におけるそれとの関連であろう。この両者の有様な相互関連については実証的な研究をすすめる必要がある。その比較作業を通じて、現代における近代天皇制の持つ意味が明確になる筈である。

また、現代なお生きる「天皇制」によって我々が受ける重圧（場合によってはその逆）とは一体何なのか。それは果して政治制度的な天皇制によるものか、民族意識的な天皇制によるものかを考察しなくてはならない。我々の受けている重圧（場合によってはその逆）を実証的に考察することによって、天皇制が、そして天皇の存在が現在迄可能であった理由が見い出されるであろうからである。

< 註 >

- 1) 丸山真男『日本の思想』1961年岩波新書 10ページ参照。
- 2) 福永操『共産党員の転向と天皇制』1978年、三一書房、41ページ参照。
「『天皇制』という語は日本共産党がつくり出した造語であったが、この語が共産党の非合法機関誌その他の文書にひろく使われるようになったのは、1927年末の『27テーゼ』発表以後であったようだ。（引用者注、但、27年テーゼでは天皇制という語は使われていない）」
- 3) 27年テーゼ、32年テーゼについては、『現代史資料(14)社会主义運動(1)』、昭和39年、みすず書房、参照。
- 4) 久野収、神島二郎編『<天皇制>論集』神島二郎 「あとがきにそえて」1974年、三一書房、453ページ。
「天皇制を明治以後にかぎらず、古今を通貫するものとしてみようとする問題意識は、1933年以来の左翼転向者に発するとおもわれるが、明治以後とそれ以前とでは、政治体制も天皇の位置づけもいちじるしくちがっているか

ら、この違いは重視されなければならない。そのさい、もっぱら明治以後に焦点をしほるのは反体制派、それ以前にさかのぼるのは体制擁派にかたむき、そこには政治的対立の投射があるとみてよかったです、今日ではそうした政治的立場をこえて、学問的に天皇制の時代的ならびに超時代的な側面が同時に検討できる条件がととのっているとおもわれる。」

- 5) 『法学セミナー』 増刊 1977年「総合特集シリーズ1 現代天皇制」「鼎談 現代天皇制と日本人」 29ページ参照。
- 6) 会田雄次『日本人の意識構造』昭和45年、講談社、所収(『日本』昭和40年5月号掲載)。
- 7) 昭和48年、弘文堂。
- 8) 同書 206ページ。
- 9) 村上重良『天皇の祭祀』、1977年岩波新書、まえがき参照。
- 10) 1961年、岩波新書。
- 11) 同書、105ページ。
- 12) 1968年、岩波書店。
- 13) 上・下 昭和53年 講談社 転向問題に触れているのは、下巻 第15章。
- 14) 1961年 岩波書店。
- 15) 同書187-188ページ参照。
- 16) 久野収 神島二郎編『<天皇制>論集』第二輯所収(『中央公論』1956年9月号掲載) また、この論文に対しては、成城大学大学院文学研究科『日本常民文化紀要』第4輯、昭和53年、西山松之助「江戸文化における虚像の実像」に貴重な示唆がある。)

『常民文化』 バックナンバー

第1号 (1977年12月) ……宮古島における社会組織と祭祀組織(大本憲夫)、村落社会における外来宗教の受容(小島清志)、モリ信仰におけるハヤマ的性格について(岩崎真幸)、ペザント・マーケットと社会変化(藤井せい子)、ファシズムと天皇制支持者の性格構造の関連について(斎藤哲雄) 頒価 600円

第2号 (1978年12月) ……宗教運動の発生に関する一考察(白水寛子)、柳田国男の「葬制の沿革について」をめぐって(小松 清)、常総地方の大師まわり(小嶋博巳)、他 頒価 400円

第3号 (1980年3月) ……柳田国男の「中農養成策」に関する考察(服部守史)、岩手県下の墓制(小松 清)、憑きものに関する一考察(細野由美)、他 頒価 500円